

六宮御方、伏見殿、九條殿、一條殿、二條殿、其外菊亭右大臣晴季公、徳大寺前内大臣公維公、飛鳥井前大納言雅春卿、伯三位雅朝王、此御衆にて侍とぞ。○中略 次日は公卿とく參り給て、早朝し給しとなり、儲の御所には、かねては三日の行幸とさだめられしかども、餘に御残おほし、せめて五日といため奉るべし、然はかゝるめでたき御代にあひたてまつること、天のゆるせる道にや、此たびの行幸、後のためしにもとおぼしめし、朝廷いよ／＼さかゆくべき御ねがひなり、それについて、禁中正税の爲に、洛中の地子悉末代進獻之し給ふ、其御狀詞、

就今度聚樂行幸、京中銀子地子五千五百三十兩餘、爲禁裏御料所奉進上之、并米地子八百石、内三百石院御所へ進上之、五百石爲關白領、六宮へ進之、洛中地子米銀子、不殘奉進獻之了、次諸公家諸門跡、於近江國高島郡八千石、以別紙之朱印、令配分之、自然於無奉公輩者、爲叡慮被相計之、可被仰付忠勤之族之狀如件、

天正十六年四月十五日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

殿下づら／＼行末の事なき工夫しましますに、只今雲上になしおかるゝ人々は、皆殿下の恩惠淺からず、掛巻ぐも忝き殿上の交を免され、此行幸にあひ奉るものかなと感悅する輩あり、子々孫々に至ては、若し此薰德を忘れ、無道の事もやらんとおぼし召て、あらたに昇殿ありし人々、尾州の内府○雄織田、駿州の大納言○家康、徳川を始め、皆禁中へ對し奉り、誓紙をしてあげらるゝにおいては、悦おぼしめざるべき由なり、其かみ皆人の遺言をなす事、其末期に臨みて、領知財寶を譲